

令和8年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 利用者向けQ&A

令和8年9月1日時点

No	区分	質問内容	回答
1	制度	この制度は国の制度なのですか？市の制度なのですか？ それとも、各施設が独自に実施するものなのですか？	国の制度設計に準拠する形で川崎市が実施するものです。 ただし、各施設の定員、受入人数、実施日時、利用や受入れに関する細かな手続き等については、各施設が決定できるものとしています。
2	制度	一時保育との違いは何ですか？	一時保育とは対象年齢、利用時間、利用料金などが異なります。詳細は本市HP等でご確認ください。 また、一時保育は、保護者が、就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担を軽減する目的（リフレッシュ）などのため、お子様を家庭で保育できない場合に利用できる制度である一方、誰でも通園制度は、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために実施するものとなっており、制度としての位置づけが異なるものです。
3	制度	一時保育との併用は可能ですか？	それぞれの利用要件を満たしていれば、一時保育（非定型的保育、緊急・一時保育）との併用は可能です。 ただし、一時保育については、原則、乳児等通園支援事業を含む他事業を利用した日数を合算して非定型週3日以内、緊急・一時週1日程度等の範囲での利用が求められますので、御注意ください。
4	制度	同日に一時保育と誰でも通園制度を別の施設で利用することはできますか？	それぞれの利用要件を満たしていれば、利用可能です。
5	制度	同日に一時保育と誰でも通園制度を同一施設で利用することはできますか？	それぞれの利用要件を満たしていれば、利用可能です。
6	制度	一時保育を利用した後に、その利用実績を取り消して誰でも通園制度を利用したことに変更することはできますか？ または、その逆に、誰でも通園制度として利用した後に、それを取り消して一時保育を利用したことにすることはできますか？	利用実績を事後に修正・変更することはできません。
7	制度	今後、実施施設数が増えたり、受入人数が増えたりすることはあるのですか？	本事業の実施にあたっては市が実施施設の募集を行っており、令和8年4月1日時点で、市内54施設で実施しております。 なお、通常保育の定員の余裕を活用して事業を実施する施設が、通常保育の定員の変動又は定員の上限に達した等の事情で、受入人数の変更及び受入停止等となる場合がございますので、予め御留意ください。
8	制度	令和9年度以降も本事業はあるのですか？無くなってしまうこともあり得るのですか？	本事業については、令和8年度から本格実施となり、全国の自治体で実施が義務付けられておりますので、今後も引き続き事業を実施いたします。

令和8年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 利用者向けQ&A

令和8年9月1日時点

No	区分	質問内容	回答
9	利用条件	幼稚園のプレ保育に通っているのですが、誰でも通園制度を利用することはできますか？	利用可能です。ただし、利用日時点において満3歳となった場合（※）、こども誰でも通園制度の対象外となります。 ※満3歳となるのは、3歳の誕生日の前日です（No. 12参照）。
10	利用条件	認可外保育施設（川崎認定保育園、企業主導型保育事業、年度限定型保育事業、地域保育園）に通っているのですが、誰でも通園制度を利用することはできますか？	川崎認定保育園、年度限定型保育事業、地域保育園に通園している場合は誰でも通園制度を利用できますが、企業主導型保育事業に通園している場合は、誰でも通園制度を利用することはできません。
11	利用条件	上のこども（兄や姉）は保育園を利用しているが、下のこども（弟や妹）は保育園などを利用していない場合、下のこどもであれば誰でも通園制度を利用できますか？	利用可能です。
12	利用条件	「0歳6か月から満3歳未満まで」というのは、具体的にはいつの時点からいつの時点までですか？	誕生日から6か月目（4月17日生まれであれば、10月16日）以降、満3歳の誕生日の前々日（4月17日生まれであれば、3歳になる年の4月15日）（※）まで利用が可能です。 ※『年齢計算に関する法律』では、誕生日の前日に加齢することとされています。
13	利用条件	発熱などがある場合でも利用することは可能ですか？ 利用できない健康状態に関する目安や基準などはありますか？	前日まで発熱があった場合、当日に発熱がある場合、ご家族が感染症にかかっている場合、発熱はなくとも体調の崩れが見られる場合などには、ご利用をお控えください。 各施設に対しては国の感染症ガイドラインに沿った対応をお願いしており、児童の健康状態によって集団保育に適さないと判断された場合は利用をお断りする場合がありますので、利用の判断に迷われる場合は、各施設に事前にお問合せください。
14	利用条件	障害があつたり、発達に課題を抱えているこどもを預けることはできますか？	障害等を理由に受入不可となることはありませんが、各施設の入所状況や職員配置状況等により受入ができない可能性はありますので、利用を希望する施設に直接お問合せください。
15	利用条件	親戚や知り合いなどが送迎してもいいのですか？	当日朝のお子様の様子を確認させていただいたり、預かり時間におけるお子様の様子を施設からお知らせしますので、原則として、保護者の方の送迎が望ましいものと考えておりますが、個別に事情等がある場合は事前面談等で送迎予定者を各施設に伝えるようにしてください。
16	利用申込・利用登録	事前面談とはどのようなものですか？必ず受ける必要がありますか？	安全にお子様を預かるため、お子様の健康状態やアレルギー等の有無について聞き取りを行うほか、利用にあたっての注意事項等について説明いたします。事前面談は必ず受けていただく必要がありますが、実施方法については施設によって異なりますので、詳細については各施設にお問合せください。

令和8年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 利用者向けQ&A

令和8年9月1日時点

No	区分	質問内容	回答
17	利用申込・利用登録	事前面談について、令和7年度に既に受けたのですが、また受ける必要がありますか？	事前面談として受ける必要は必ずしもありませんが、給付制度化に伴い重要事項説明書についての説明及び交付を受ける必要があります。 なお、施設によっては直近の利用から半年以上経過していた場合は、再度面談が必要としている場合があります。 具体的な事前面談の内容につきましては、各施設にお問合せください。
18	利用申込・利用登録	事前面談には親子で（預けるこどもも一緒に）参加する必要がありますか？	原則として、事前面談は子どもを交え行うこととしておりますが、オンラインでの面談等も制度上は可能となっておりますので、詳細は各施設にお問合せください。
19	利用申込・利用登録	事前面談の時間は利用時間に含まれますか？	利用時間には含まれません。
20	利用申込・利用登録	事前面談の申し込みはシステムで行う必要がありますか？	国が開発した『総合支援システム』でアカウントを取得し、システム上から『事前面談』及び『利用予約』（定期利用を除く。）をしていただくこととなります。 なお、アカウント情報の入力後に本市で入力内容の審査を行っておりますが、アカウントの取得はおおむね2～3週間で完了する予定です。 また、アカウント申請については、下記の本市HPからお手続きが可能です。 https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000175085.html
21	利用申込・利用登録	利用したい施設を事前に見学することはできますか？	施設毎に対応が異なりますので、各施設にお問合せください。
22	利用申込・利用登録	自分の住んでいる区以外の区の施設を利用することはできますか？	居住区以外の区の施設も利用可能です。
23	利用申込・利用登録	市外の施設を利用することはできますか？	令和8年度から市外の施設も利用できるようになりました。なお、『総合支援システム』のアカウントを取得するための申請は川崎市へ行う必要があります。 また、アカウント申請については、下記の本市HPからお手続きが可能です。 https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000175085.html
24	利用申込・利用登録	利用の何日前までに申込が必要ですか？	国が開発した『総合支援システム』で『利用予約』（定期利用を除く。）をしていただきますが、利用予約の開始日は施設ごとに異なるため、『総合支援システム』内での事業所情報をご確認ください。
25	利用申込・利用登録	複数の施設に登録することはできますか？	可能です。

令和8年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 利用者向けQ&A

令和8年9月1日時点

No	区分	質問内容	回答
26	利用申込・利用登録	複数の施設を利用する場合、利用する施設ごとに事前面談は必要ですか？	安全にお子様を預かるため、お子様の健康状態やアレルギー等の有無について聞き取りしますので、利用する施設ごとに事前面談が必要です。
27	利用申込・利用登録	利用希望者が多数で、利用登録できない場合がありますか？	利用方法が定期利用でない場合は、利用希望者が多数であっても、利用登録は可能です。 ただし、利用者が多いため事前面談を行うまでに日時を要する場合や、利用希望日が他の利用者と重複する場合などに、希望どおりの日時で利用できない可能性があります。
28	利用申込・利用登録	利用者の決定方法は先着順ですか、抽選ですか？	国が開発した『総合支援システム』は仕様上先着順となっておりますが、当面の間は実施施設の保育の質の確保のため、各施設で一定の基準等を設けて利用者を決定いただくことも可能としていますので、必要に応じて各施設にお問合せください。
29	利用予約	利用時間の管理は自分で行うのですか？それでも、利用する施設の方でもらえるのですか？	『総合支援システム』で、月10時間の利用状況を確認し、管理していただきます。 なお、利用実績の集計後に上限時間を超過していることが判明した場合には、超過分の料金の取扱いなど必要な手続き等について御連絡させていただきます。
30	利用予約	次回の予定だけでなく、将来分の複数回の予約を一度に行うことは可能ですか？	可能ですが、『総合支援システム』上での利用予約の開始日は施設ごとに異なるため、『総合支援システム』内での事業所情報等をご確認ください。
31	利用予約	利用できる日時を事前に確認したいのですが、利用希望施設での予約状況を確認することはできますか？	国が開発した『総合支援システム』上で予約状況を確認することができますが、予約キャンセル等で予約の空き状況がその都度変更することがあります。
32	利用キャンセル	利用予約をキャンセルしたい場合はいつまでに連絡すればいいですか？	可能な限り利用日前日までに施設に連絡してください。ただし、キャンセル連絡の方法については施設によって異なりますので、詳細は各施設にお問合せください。 ※市HPに掲載している『キャンセルポリシー』も併せてご確認ください。
33	利用キャンセル	利用予約をキャンセルした場合、利用時間や利用料金の取り扱いはどうなるのですか？	利用予約をした施設の定める方法、期限でキャンセル連絡を行い、施設が受け付けた場合には、利用時間枠が消費されたり、利用料金が発生することはありません。ただし、施設の定める方法以外の方法でキャンセル連絡した場合や、施設の定める期間以降にキャンセルした場合又は無断キャンセルの場合には、予約どおりの利用があったものとみなして、利用時間枠が消費され、利用料金も発生しますので、各施設へお問い合わせください。 ※市HPに掲載している『キャンセルポリシー』も併せてご確認ください。

令和8年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 利用者向けQ&A

令和8年9月1日時点

No	区分	質問内容	回答
34	利用時間	月10時間を超えて利用することは出来ないのですか？	月10時間を超えて利用すること（予約を含む）はできません。万が一、交通遅延や急用等でお迎えが遅れて10時間を超えてしまうような場合には、お子様1人1時間あたり1,700～2,000円程度（年齢に応じて変動する可能性あり）をご負担いただくことがあります。
35	利用時間	利用申込をしたら毎月利用しないといけないのですか？ 長期間利用を中断すると登録が解除されるといったことはありますか？	利用方法が定期利用でない場合は、毎月利用する必要はありません。また、長期間利用を中断した場合であっても、利用登録が解除されることはありません。 なお、施設によっては、直近の利用から半年以上経過した場合は面談を求められる場合があります。
36	利用時間	例えば、受入時間が9時～となっている施設の場合、9時30分から預かってもらうことはできないのですか？	可能です。なお、その場合の利用時間の考え方についてはNo. 37を参照してください。
37	利用時間	30分、1時間30分、2時間45分といった、1時間に満たない（端数のある）利用をした場合、利用時間数や利用料金はどのようなのですか？	1時間を超えて利用する場合、30分単位での利用を可能とします。30分利用した場合は1時間、1時間30分利用した場合は1時間30分、2時間45分利用した場合は3時間利用したものとみなします。
38	利用時間	利用時間が月10時間に満たなかった場合、その分を翌月以降に繰り越すことはできるのですか？	翌月に繰り越すことはできません。
39	利用時間	複数の施設を利用する場合、月の利用時間は合算する必要はありますか？	当該月に複数施設を利用する場合であっても、月10時間が上限となりますので10時間を超えて利用することがないよう御注意ください。
40	利用時間	月の利用途中で満3歳を迎え、利用時間が10時間に達していない場合、当該月内で残りの利用時間を利用することはできますか？	満3歳を迎えた以降（満3歳の誕生日の前日以降）の利用はできません。
41	利用時間	月の途中で0歳6か月を迎える場合、当該月は10時間利用できますか？	0歳6か月を迎えた以降は当該制度を利用することが可能となり、月途中であっても10時間まで利用することが可能です。 なお、0歳6か月を迎える日の考え方については、No. 12をご参照ください。

令和8年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 利用者向けQ&A

令和8年9月1日時点

No	区分	質問内容	回答
42	利用時間 (きょうだい利用)	対象年齢のこどもが2人以上いる場合、最大で人数×月10時間まで利用できるということですか？ その場合、「Aに5時間、Bに15時間」といったように、こども毎に利用時間を配分することは可能ですか？	対象年齢（0歳6か月～満3歳未満）のこども1人当たり月10時間までの利用ですので、例のように利用時間を事前に配分したり、利用時間を事後に修正する（例：Aで6時間、Bで4時間利用したものを、Aで8時間、Bで2時間利用したものと修正するなど）ことはできません。
43	利用時間 (きょうだい利用)	対象年齢のこどもが2人いて、どちらか一方が月の途中で10時間に達した場合、同月内に2人同時に預かってもらうことはできないのですか？	利用時間が10時間に達したお子様の方はそれ以上の利用はできませんので、それ以降は同月内に2人同時に受け入れることはできません。
44	利用時間 (きょうだい利用)	対象年齢のこどもが2人いる場合、別々の施設に登録することはできますか？	可能です。
45	利用料金	利用料金の軽減は、どのような場合にいくら受けられるのですか？ また、軽減を受けるために必要な手続きなどはありますか？	軽減の実施有無については施設によって異なりますが、こども1人1時間あたりの軽減金額については、以下のとおり軽減した金額を限度として、100円単位で軽減を受けることができます。 ア 被保護世帯（生活保護世帯） →最大300円 イ 年収360万円未満の世帯（市民税所得割額が77,101円未満の世帯） 及び市民税非課税世帯 →最大200円 ウ その他要支援家庭こども等のいる世帯 →最大200円 上記に該当する場合、『総合支援システム』のアカウント取得の際に軽減対象であることが確認できる書類を添付のうえ、その旨の申請をお願いいたします。 なお、虚偽や過誤の申告等が認められた場合には、個別にご連絡の上、追徴や必要な手続き等を案内差し上げることがあります。 また、当日キャンセル等で利用料と同額のキャンセル料が生じた場合はキャンセル料の軽減も受けられませんので、ご注意ください。
46	利用料金	利用料金の軽減を受ける場合に、注意することはありますか？	利用料の軽減はシステム上遡及して適用することができないため、利用申請時に必ずご入力いただくほか、軽減区分の変更や所得区分の切替等が行われた場合には忘れずにご変更申請をしていただきますようお願いいたします。 また、当日キャンセル等で利用料が生じた場合は利用料の軽減も受けられませんので、ご注意ください。
47	利用料金	生活保護世帯だが、給食代の減免はありますか？	給食提供の有無も含めて施設毎に取扱いが異なりますので、各施設にお問合せください。

令和8年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 利用者向けQ&A

令和8年9月1日時点

No	区分	質問内容	回答
48	利用料金	利用料金の支払いは現金ですか？キャッシュレス決済は可能ですか？	利用料金の徴収方法は施設毎に取扱いが異なりますので、各施設にお問合せください。
49	預かり内容	給食提供が無い施設に預ける場合、お弁当などを持参すれば食べさせてもらうことはできるのでしょうか？	給食提供の有無も含めて、食事の取扱いについては各施設毎に異なりますので、各施設にお問合せください。
50	預かり内容	持病があり、決まった時間に与薬が必要となるのですが、施設で与薬を行ってもらうことはできますか？	原則として、薬を預かり与薬することはできません（ダイアアップ、エピペンを除く）。 ※ダイアアップ、エピペンについても、管理方法等について、あらかじめ専門医等の意見を踏まえた上での園内の体制整備が必要となりますので、事前面談の際等にあらかじめお申し出ください。
51	預かり内容	子育てに関する質問や相談などはできるのですか？	可能です。事前面談等で各施設にご相談ください。
52	預かり内容	こどもと一緒に親も施設に入って、こどもの様子を見ることはできますか？	可能です。事前面談等で各施設にご相談ください。
53	預かり内容	通常保育のこども達との交流はあるのですか？	施設の実施方法等により異なりますので、各施設にお問合せください。
54	預かり内容	こどもを見てくれるのは保育士なのか？ 何人ぐらいの職員で見てくれるのでしょうか？	保育士を含む保育従事者複数名で対応します。受入対応を行う職員の人数については施設の実施方法等により異なりますので、各施設にお問合せください。
55	預かり内容	認可保育所、認可外保育施設、幼稚園などの施設類型によって、どのような違いがあるのですか？	施設規模や設備状況等の特徴は施設類型によって多少異なりますが、本事業の実施に関しては、施設類型にかかわらず同制度の基準に沿った形で実施しますので、施設類型による違いというはありません。
56	預かり内容	一般型と余裕活用型で、預かりの内容に何か違いがあるのですか？	預かりの内容に違いはありませんが、保育事業の利用定員と関わりなく受入れを行う一般型に対して、余裕活用型は、保育事業の利用定員に達していない場合に、保育事業の利用定員の範囲内で受け入れるものですので、年度途中で定員が埋まった場合には、本事業が実施できなくなる可能性があります。
57	預かり内容	ならし保育は必要ですか？	市として、ならし保育を必須とはしていませんが、実施の要否については、事前面談等で各施設にご確認ください。